

こんなところでも玄さん元気教室 いろいろな場所で実施できます！



▲店舗の一室で教室を実施

玄さん元気教室は、身近な区・町内会や団体が行う、元気もん体操(ストレッチ、筋トレ、歩キング体操)を中心とした自主活動の応援プログラムで、2019年12月末時点で市内209団体が実施しています。

玄さん元気教室の主な実施場所は区の会館で

すが、区の作業場や個人の自宅、店舗、寺院等で実施している団体もあります。集まる場所があり仲間がいれば、笑顔あふれる楽しい教室がいろいろな場所で実施できます。

玄さん元気教室の特徴は一人一人の体力に合わせて、誰でも続けられる筋トレを行うことです。正しい方法で、筋トレを継続することで、筋力の維持・増強、膝痛の改善、生活習慣病予防などさまざまな効果が得られます。また、健康づくりだけでなく、世代間交流や、顔見知りが増えることによる見守りや、災害時の対応に役立つ側面もあります。内容が知りたい場合や、体験を希望する際は、気軽に問い合わせてください。

《申込み・問合せ》健康増進課 ☎21-9095

速報！寄付状況

運動健康ポイントの寄付に感謝します

2019年度は、延べ2,621人から1,137,692円分の寄付を受け、市内68カ所の学校園に寄付ポイント相当額を贈りました。多くの皆さんの温かい気持ちに感謝します。

スマートフォンアプリ「とよおか^{あるこ}歩子」がスタートして1年、たくさんの方が利用しています。運動健康ポイントシートも毎月着々と届いています。今後とも運動健康ポイント制度を継続して、健康管理と地域貢献に活用してください。

あなたはどっち派?!

運動健康
ポイントシート or スマホ
とよおか歩子

《申込み・問合せ》健康増進課 ☎21-9095



▲皆さんの“歩キング”が子どもたちの笑顔に

運動健康ポイント制度とは

市民一人一人が気軽に「歩くこと」による健康づくり(歩^{ある}キング)に取り組み、健康づくりを続けることで、笑顔あふれるまちづくりを目指すことを目的としています。「運動目標」を自分の体力に応じて月ごとに設定し、達成状況に応じてポイントが貯まる仕組みです。たまったポイントは市内小中学校等への寄付、施設利用券または図書カードと交換が可能です。

事業主体が、市から新組合に

4月から農業共済が変わります!

- 事業主体が、市から新組合に変わります
- 事務所の位置も変わります
- 現在加入中の共済は、そのまま続きます

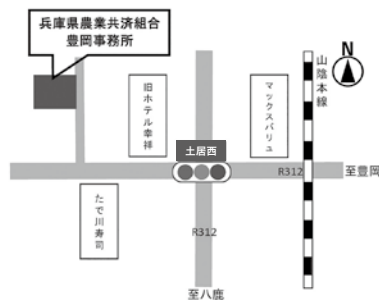
農業者に対し、将来にわたって安心のセーフティーネットを提供するため、現在、県内の市町および一部事務組合が実施している農業共済事業は、4月から県内で一本化され、新たに「兵庫県農業共済組合(NOSA I ひょうご)」が事業を引き継ぎます。

現在加入中の共済(収入保険も含む)はそのまま新組合が引き継ぎ、4月以降に事故等が生じた場合は、加入時の補償内容で共済金を支払いますので安心してください。

また、市農業共済課は3月末で廃止され、4月からは新組合の豊岡事務所が農業共済の窓口

となります。下表のとおり、事務所の位置等が変わりますので、間違いのないように注意してください。

《問合せ》農業共済課 ☎24-8113(3月末まで)



▲豊岡事務所の地図



▲豊岡事務所となる建物(1月現在)

項目	日にち	3月31日まで	4月1日から
事業主体		豊岡市	兵庫県農業共済組合(NOSA I ひょうご)
最寄りの事務所		農業共済課	豊岡事務所
事務所の位置		〒668-8666、中央町2-4	〒669-5321、日高町土居72-1
事務所の連絡先		☎24-8113 FAX 24-8101	☎42-4133 FAX 42-3606

消費生活相談員の知恵袋

24

ネット通販の定期購入トラブルに注意!

◆アドバイス

インターネット通販で「初回500円」など、安価なお試し商品を購入したつもりが、定期購入であったというトラブルが後を絶ちません。

◆相談事例①

スマホで見つけたサイトで、「初回500円、2回目から3980円、3回目以降は電話一本でいつでもやめられる」というダイエットサブリを注文。2回目の商品が届いた後、解約しようと電話するが、回線が混んでいてつながらない。

(40歳代、女性)

◆相談事例②

ネット通販で育毛剤を初回500円のお試し価格で購入。次に、同じ商品が2本セットで届き9800円の請求書が入っていた。販売店に返品の電話をすると「2回目以降2本セットで4回以上継続が条件の定期購入。解約するならば単品価格との差額1万5千円が必要」と言われた。

(50歳代、男性)

定期購入であることや最低継続回数、支払総額などが、確認画面に分かりやすく表示されていないければ、契約は成立していません。しかし、よく見ると購入条件が書かれていたり、利用規約に同意しないと購入画面に進めない等、事業者側の不備が指摘できない場合もあります。ただし、電話がつかないのは事業者の問題がありますし、一見整ったサイトでもスマホの小さい画面で見た場合はどうか、誤解されやすい表現ではないか等検証すれば交渉が可能な場合もあります。相談事例①②ではいずれも交渉の結果、消費者負担分を減額して解約になりました。

《豊岡市消費生活センター》

▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内

▽電話相談 ☎21-9001